

京都市上下水道局告示第27号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第2号の規定に基づき代表者及び商号の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年11月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 株式会社京都住設販売

(1) 届出業者名等

京都市伏見区羽束師鴨川町350番地の4

株式会社京都住設販売

代表取締役 黒川耕三

(2) 変更事項（商号の変更）

有限会社京都住設販売から株式会社京都住設販売に変更

(3) 指定期間

平成18年11月1日から平成23年3月31日まで

2 株式会社サワダ

(1) 届出業者名等

京都市右京区京北中江町谷川尻28番地

株式会社サワダ

代表取締役 澤田敦人

(2) 変更事項（代表者及び商号の変更）

代表取締役澤田尊敬から代表取締役澤田敦人に変更

株式会社澤田組から株式会社サワダに変更

(3) 指定期間

平成18年11月1日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)